

資料3	第1回総会（平成27年4月17日）
	東北地方年金記録訂正審議会

議題1

会長の選任について

○地方年金記録訂正審議会規則

（平成二十七年四月十日厚生労働省令第八十三号）一抄一

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 （略）